

別表1

二本木コミュニティーセンター所有対象物品									
	貸出対象物品名	手続区分		管理者		貸出対象物品名	手続区分		管理者
		借用願	物品貸出簿				借用願	物品貸出簿	
連合町内会共有物品	青パトボックスカー	○		連合町内会長	調理物品	クーラーボックス		○	二本木町内会長
	軽トラック	○				ポップコーン製造器	○		
	テント	○				ウォーターサーバー	○		
	長机		○			▲綿菓子製造器 (使い方受講者のみ)	○		
	巻き尺(50m)		○			▲餅つき道具一式 (杵、釜、蒸籠)	○		
	パイプイス		○						
	拡声器		○						
	ブルーシート		○						
屋外作業物品	チェーンソー	○		二本木町内会長	屋外イベント物品 (体育倉庫)	グランドゴルフセット (ゴルフクラブ、旗、スタートマット)	○		充て役町内会長
	草刈り機	○				コードリール(防水)		○	
	芝刈り機	○				輪投げゲーム機	○		
	噴霧器		○						
	高枝切りばさみ		○		屋外イベント物品 (備品倉庫)	ビンゴ	○		
	ナタ		○			ビブス	○		
	サンダー		○			各種イベント物品	○		
	のこぎり		○						
	一輪車		○						
	スコップ		○						
	バーナー		○						
	側溝ふた上げ機		○						
	リヤカー		○						
▲印の物品は、コミュニティセンター内でのみとし外部への貸出は行わない									

各町内会公民館所有対象物品 (管理者:保管町内会長)	
車いす	炊飯器
スクリーン	電子レンジ
プロジェクター	その他の調理器具
アンプ、マイク	
※①各公民館所有の物品は、その館内での貸出のみとし、外部への持ち出しは禁止とする。 ②公民館利用申請時、備考欄に記載する。	

貸出除外物品指針

防災倉庫内に保管する小型発電機他防災物品全般
紅白幕、白布等消耗的備品・機材全般
和太鼓、やぐら等、取扱に高度を要する高額物品全般

※別表1に記載無き物品は、貸出対象から除外する。

別表2

団体名
二本木日昇連合
二本木墓地委員会
こだまボックル子ども会
新町みかわ子ども会
二本木地区の小・中学校
安城市二本木公民館
地区社会福祉協議会
○上記のほか、その都度町内会長会議で認めた団体